

Appendix – A. 法務面での基礎検討と留意事項



農業生産、保管、輸出事業においては、外資の規制業務に当てはまらず外国資本100%の出資が可能である

規制業種・禁止業種	出資比率
<ul style="list-style-type: none">• 特定産業(軍需工業、旅客航空業、保険業、地下資源の開発など)については、外国企業による事業(活動)が禁止されており、私有化への参加(参入)、外資の出資比率、役員等の国籍要件等に制限がある。<ul style="list-style-type: none">• 特定産業の制限として、制限分野としては、原子力関連施設・放射性廃棄物等の取扱い、兵器開発・製造、マスメディアなど、45項目が規定されている。• 事業許可が必要な業種として、許可対象業種として、航空機設計・製造、薬品・医療設備の製造、乗客・貨物輸送等が挙げられる。許可対象業種は年々減少傾向にある。	<ul style="list-style-type: none">• 外国投資法においては、100%外資出資による現地法人(有限会社や株式会社)の設立が可能とされる。• ただし、保険業、旅客航空業、軍需工業などの特定業種においては、外国資本の出資に制限がある。

ロシアでは、外国企業の土地所有が認められている。資本金は、公開型株式会社の場合 は10万ルーブル、非公開型株式会社と有限会社の場合は1万ルーブルになる

外国企業の土地所有の可否

- 外国人は、ロシア人と同様、建物を所有することは可能。
- 2001年10月に採択された土地基本法では、土地の所有権も外国人に認めている(農地および大統領令で定める国境隣接地、港湾用地を除く)。
- ただし、土地基本法の施行規則や登記制度が未整備なことから、実際には、外国人による土地の売買には、まだ難しい側面がある。
 - 農地については、外国人(個人)、外国法人、ならびに外国人(個人)・外国法人の出資が50%を超えるロシア法人は、賃借して使用することのみが認められる(農地取引法第3条)。

資本金に関する規制

- 会社を設立する際の最低資本金は、公開型株式会社の場合は10万ルーブル、非公開型株式会社と有限会社の場合は1万ルーブル。
- 株式会社は、登記後3カ月以内に資本金の半分以上を、残りを登記後1年以内に支払う必要がある。
- 一方、有限会社は、登記後4カ月以内に全額を支払う必要がある。
- なお、業種によっては、さらに高い最低資本金の要件が設けられている(証券業務、銀行業務、保険業務その他)。

輸出品目に一部規制があるが、今回の商材は対象外である。また、過去に小麦等の穀物に対し輸出規制が設けられた時期がある

輸出品目規制

- 輸出禁止品目、輸出割当対象品目、輸出許可を必要とする品目、適合性検査証明書を必要とする品目がある。
 - 輸出禁止品目として、特定の木材、ボール紙、古紙類、武器、オゾン層を破壊するものなど。
 - 輸出割当対象品目として、一定の木材の種類について1年当たりの数量的割当が決定された。
 - 輸出許可を必要とする品目として、野生動物、医薬用の生野菜、動物、魚、爆発性物質など

過去に行った輸出規制

- ロシアの干ばつによる小麦、大麦、とうもろこし等の穀物の輸出禁止措置を実施(2010年8月15日～2011年6月30日)。**2011年に入り穀物の生産が回復してきたこともあり、当該規制措置を緩和**
- 小麦に輸出税を賦課(2015年2月1日～2015年6月30日)。**2015年5月15日から輸出税を廃止。**
- 2015年7月1日から新たな輸出税を導入(**10月1日に税率を変更**)。
- **2016年9月23日～2018年7月1日の間、輸出税をゼロに設定。**

注: 青字は輸出規制の緩和措置

加工食品の大半は、自由にロシア連邦に輸入することができる

ロシア連邦における加工食品の規則

- ロシアの食品輸入規制法令は多岐にわたるが、重要な連邦法は2015年7月13日付で修正済みの第29号-FZ「食品の品質と安全性について」と2016年7月4日付加筆修正済みの第52号-FZ「国民の衛生・疫学面での厚生について」の2つである。
 - 加工食品の大半は、自由にロシア連邦に輸入することができる。
 - ただし、乳児や妊婦、運動選手向けの食品を輸入する場合は規制が設けられている。

加工食品に係る規制

1. 表示に関する規制
 - すべての輸入食品に内容を明記したロシア語によるラベル表示が求められている
2. 輸入加工食品の包装に関する規則
 - 食品の包装に関する現行のロシア法規制は、食品の包装に用いられるべき素材について一般要件を定めている
3. 食品添加物に関する食品輸入制限
 - ロシア連邦で輸入が認められている食品添加物の詳細一覧は、HPにて閲覧が可能(ロシア語)。
4. 残留農薬に関する食品輸入制限
 - 殺虫剤やその他の農業用有毒化学物質を含む、過剰な濃度の残留農薬を含んではならない。

ロシアへ輸入される製品は、事前に「国家標準規格(GOST-R:GOSSTANDART of RUSSIA)」の認証が必要となる。中古機器の扱いに関しては特に規制がない。

ロシア連邦における加工食品の規則

- ロシアでは、流通する際に品質と安全性が「国家標準規格(GOST-R:GOSSTANDART of RUSSIA)」に適合していることを証明すべき品目が多数ある。
- ロシア向けに輸出をする場合には、輸入通関時に適合証明の提示が求められ、事前の取得が必要となる。
- また、商品の然るべき部分に規格番号を印刷、表示することが義務付けられている。
- 適合証明の発行は、ロシア当局が認定する民間の認証機関が行う。
- 一部品目は所管省庁自ら証明書を発行するが、その場合でも認証機関に申請代行を依頼することになる。

適合証明の種類

1. ロシア市場向けの証明
 - 適合証明には、従来のGOST-Rに基づく「GOST-R適合証明」、「適合宣言」がある。
 - 2015年4月から、一部のアイテム(例:医療機器関連、ベアリングなど)をのぞき、ユーラシア経済連合に共通して適用されるTR-CU認証に吸収・統合された。
2. ユーラシア経済連合市場向け証明
 - ユーラシア経済連合として加盟しているロシア・ベラルーシ・カザフスタン・アルメニア・キルギス5カ国向けの証明について、現在、34件の規格について加盟国間の合意が成立している。

投資優遇措置において、税制上の優遇措置が本事業において活用できると予測される。

優遇措置	優遇内容	必要条件	適応の可能性
優先的投資プロジェクトに対する優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 一定の条件が満たされた場合、輸入関税率、国内税率(ただし付加価値税や物品税を除く)、社会保障給付の引き上げまたは投資家等の税負担の増大につながる国内法の変更は、優先的投資プロジェクトを実施する外国投資家または外資企業には、一定期間適用されない (原則として、当該投資プロジェクトの投資回収期間までとされているが、この期間は7年を上回ってはならない)というものである(同法第9条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該優先的投資プロジェクトが経済発展省で登録され、ロシア政府(内閣)によって承認される「優先的投資プロジェクトのリスト」に盛り込まれなければならない。 しかし、当該登録手続に関する規則は制定されておらず、政府の「優先的投資プロジェクトのリスト」も作成されていないため、この措置は、事実上適用が難しいと言える 	×
税制上の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 定款資本への現物出資として輸入される物資については、関税の免税が認められる。 また、ロシア国内に輸入される技術機器(部品、予備品)に関し、ロシア政府が指定する品目については、通関時に免税扱いとなる 2015年7月16日付連邦政府決定708号「特定産業に対する特別投資契約」では、ロシア政府が輸入代替化を推進する特定産業(医療機器、農業機械等)に関し、ロシア国内生産および改良を目的としてロシア連邦、または地方、または市町村と投資家間の特別投資契約の締結が可能となり、当該投資に対する助成金、税制上の優遇措置(場合により企業利潤税、資産税の免税等)、国家調達上の優遇措置が設けられた。 特別投資契約として認定を受けるための最低投資額は7億5,000万ルーブルであり、契約期間は最長で10年とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 定款資本への現物出資として輸入される物資 ロシア国内に輸入される技術機器(部品、予備品)に関し、ロシア政府が指定する品目 ロシア政府が輸入代替化を推進する特定産業(医療機器、農業機械等)に関し、ロシア国内生産および改良を目的としたもの 	○

外資企業でも一定の要件を満たせば、ロシアの公的機関からの支援や税制面での優遇を受けることができる

優遇措置	優遇内容	必要条件	適応の可能性
特別経済区	<ul style="list-style-type: none"> • 特区における税制上のメリット <ul style="list-style-type: none"> • 減価償却の加速、資産税(最初の10年間)、土地税(最初の5年間、一部の企業について10年間)の免税がある。また、地方議会によって採択される法令により、輸送税の減免ならびに企業利潤税(法人税)の減税をすることができる。企業利潤税を減税する場合、本来18%である地方税分は、13.5%を下回ってはならない。また、企業利潤税の連邦税分は2%とされる。 • なお、一部の観光・レクリエーション型特区(2012年1月1日～2023年1月1日の間)においては、企業利潤税の連邦税分が免税される。 • 特区における関税上のメリット <ul style="list-style-type: none"> • 観光・レクリエーション型特区以外の特区では、自由貿易区域としての扱いを受けることができる。すなわち、特区内に持ち込む商品については、輸入税・付加価値税の免税、持ち込みに際して割当その他の貿易法上の措置を適用しない(ただし、特区から商品をロシア国内外へ持ち出す場合、または特区内で特区内企業としての資格を有さない者へ譲渡する場合は、輸入税、付加価値税、物品税が課税される)。なお、特区内の対象企業には、いわゆるグランド・ファーザー条項が適用されている。すなわち、税制上の新規則制定後も、それ以前の既得権が認められることになっている(ただし、物品税対象商品に関する法改正を除く)。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.工業生産型特区 <ul style="list-style-type: none"> • 区内で事業を行う対象企業(resident、特区内企業)は営利会社に限定され、最低投資額は1億2,000万ルーブル(うち、4,000万ルーブルを最初の3年間に固定資産に投資すべき)とされる。また、工業生産型特区の面積は、40平方キロメートルを上回ってはならない。 2.研究開発型特区 <ul style="list-style-type: none"> • 対象企業は営利会社または個人事業者であって、4平方キロメートルを上回ってはならないとされる。また特区内企業は、特区外に支店・代表事務所を置いてはならない。 • なお、特区内においては、天然資源の採掘、乗用車とバイク以外の物品税対象製品の製造、天然資源の加工、鉄・非鉄スクラップの処理事業は禁止されている。 3.観光・レクリエーション型特区 <ul style="list-style-type: none"> • 対象企業は営利会社または個人事業者であり、前述のような面積に関する制限は適用されない。 4.港湾型特区 <ul style="list-style-type: none"> • 対象企業は営利会社で、海港、国際河川港、国際空港などで整備され、面積は50平方キロメートルを超えず、存続期間は49年とされる。港湾におけるインフラ施設の建設または再建工事が予定される場合には、それぞれの場合の最低投資額は4億ルーブル(うち4,000万ルーブルを最初の3年間に固定資産に投資すべき)、1億2,000万ルーブル(うち4,000万ルーブルを最初の3年間に固定資産に投資すべき)となっている。 	△

外資企業でも一定の要件を満たせば、ロシアの公的機関からの支援や税制面での優遇を受けることができる

優遇措置	優遇内容	必要条件	適応の可能性
カリーニングラード州およびマガダン州の特別経済地域	<ul style="list-style-type: none"> 2006年1月10日付連邦法第16-FZ号「カリーニングラード州の特別経済地域および一部の法律の改正について」に基づき、カリーニングラード州の特別経済地域の特区内企業として登記された企業は、自由貿易区域としての扱いを受け、製造に必要な部品の輸入時に発生する付加価値税、輸入関税、通関手数料を免除されるという恩恵を享受できる。 また、特区内企業として登記した後は、最初の6年間において企業利潤税の免税を受け、7年目から12年目にかけても通常税率が半分に減税される。 	<ul style="list-style-type: none"> 前述の経済特区に加え、以前より存続しているカリーニングラード州およびマガダン州の特別経済地域では、一定要件を満たした場合、関税免除などの適用を受けることができる。 ただし、両特別経済地域は、それぞれ2031年4月1日と2025年12月31日に終了する予定となっている。 	△
イノベーションセンター・スコルコヴォ	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件を満たした研究開発企業は、イノベーションセンター・スコルコヴォの入居者として公的登記簿に登録され、場合によっては、付加価値税(VAT)、企業利潤税、資産税、土地税の免税、社会保険料の一部支払免除といった優遇措置を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の要件 	×
地域投資案件の税制上の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 2014年1月1日より、極東・東シベリアの地域開発の促進を図る目的で、地域投資案件の税制上の優遇措置が導入された(2013年9月30日付連邦法第267-FZ号)。 具体的には、企業利潤税(20%)の連邦税分(2017年～2020年は3%)をゼロとし、地方税分(2017年～2020年は17%)については、当該投資案件として製造した最初の商品の売上が発生した年から5年間は10%未満にし、それ以降の5年間も10%までとすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域投資案件の当事者は1社のみで、かつ当該地域を所在地とするロシア法人でなければならない、と規定されている。また、地下資源利用税についても、税制上の優遇措置が適用される。 	×

外資企業でも一定の要件を満たせば、ロシアの公的機関からの支援や税制面での優遇を受けることができる

優遇措置	優遇内容	必要条件	適応の可能性
優先的社会経済発展区域(TOR)	<ul style="list-style-type: none"> 同連邦法発効後の最初の3年間は、極東地域および経済・社会状況が深刻な地域のみにおいて創設ができるが、3年が経過した後は、その他の地域においても創設することが可能となる。 同区域は「優先的社会経済発展区域(TOR)」と呼ばれ、従来の経済特区よりも、さらに進んだ規制緩和や行政手続きの簡素化が図られている(2014年12月31日付連邦法519-FZ号「連邦法473-FZに関連する個別連邦法の改正について」)。 さらに税制面では、企業利潤税に関しては最初の利益が出た年から5年間は連邦税分(2017年~2020年は3%)をゼロとし、地方税分(2017年~2020年は17%)についても最初の5年間は5%未満にし、それ以降の5年間も10%までとすることができる。 資産税および土地税は5年間免除されるとともに、関税については自由貿易区域としての免税措置を受けることができる。 また、新型特区内で雇用する労働者に対する社会保障費負担については、30%から7.6%の減免措置を受けることができる(2014年11月29日付連邦法380-FZ号「連邦法473-FZの改正に伴う税法典第2部の改正について」)。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年3月30日より発効した2014年12月29日付連邦法第473-FZ号「ロシア連邦における優先的社会経済発展区域について」では、ロシア連邦政府の決定によって優先的發展区域が設置され、当該地域を対象として、一連の優遇措置を適用する体制が創設される。 2019年1月現在、新型特区は、ハバロフスクや沿海地方を中心とする極東地方、および極東以外の特定都市において、84カ所が選定されている。新型特区の存続期間は70年である。 	△
ウラジオストク自由港	<ul style="list-style-type: none"> 規制緩和や税制優遇措置の適用が受けられる。 ウラジオストク自由港では、通関・検疫のワンストップ化や外国人労働者の受入基準(ビザ、労働許可)の緩和措置が設けられ、人とモノの流れの迅速化と簡素化が図られている(2015年7月13日付連邦法第213-FZ号「ウラジオストク自由港法に関連する個別連邦法の改正について」)。自由港の存続期間は70年である。 	<ul style="list-style-type: none"> 極東地域への新たな優遇措置として、2015年10月12日より発効した2015年7月13日付連邦法第212-FZ号「ウラジオストク自由港法」が、新たに追加された。 同法の対象となる地域は、ウラジオストク市やナホトカ市などの沿海地方南部をはじめ、ハバロフスク地方、サハリン州、カムチャツカ地方、チュコト自治管区の約20市・地区 	△

Appendix - B. 税務面での基礎検討と留意事項



米に関しては、国の施策から高い関税率を設けられているが、とうもろこしや加工野菜など日本への輸入に関しては比較的低い関税率となっている

品目	HSコード	輸出国	輸入国	関税率
大豆、大豆パウダー	1201	ロシア	中国	3% (要確認)
とうもろこし	1005	ロシア	日本	基本無税 ※飼料用
		ロシア	中国	割当数量内:1% 割当数量外:20%
米	1006	ロシア	韓国	513%
		ロシア	フィリピン	割当数量内:35% 割当数量外:50%
加工野菜 (人参・玉ねぎ・ビーツ・キャベツ・かぼちゃ・ジャガイモなど)	0701~0709	ロシア	日本	5%

法人税に相当するものとして、企業利潤税(20%)がある。また、二国間租税条約が2018年10月10日より発効され、利子、ロイヤルティーに係る源泉所得税が廃止された

税制		税率	備考
法人税	企業利潤税	20%	<ul style="list-style-type: none"> 法人税に相当するものとして、企業利潤税がある(20%)。 うち、2%(2017年~2020年は3%)、18%(2017年~2020年は17%)が、それぞれ連邦政府予算、地方政府予算に割り当てられる。 地方政府予算に割り当てられる税率について、国税基本法に定められた場合(特別経済区、特別経済地域、優先的社会経済発展区域、地域投資案件等)地方政府は軽減することができるが、地方政府が軽減できる税率は、13.5%(2017年~2020年は12.5%)を下限とする旨の制限があることから、一定の優遇措置を除き、優遇税制を受けられる場合においても、最低税率は原則15.5%となる。 課税額の計算は、原則として一定の収入から一定の支出を差し引いて行われる。
	配当金、利子等への課税	15%	<ul style="list-style-type: none"> 配当金や証券取引、および納税者が外国組織である場合では、一般の税率に加えて特別の税率が適用される。 外国組織がロシア企業から配当金を取得した場合には、15%の税率が適用される。 ロシア法人およびロシア居住者(個人)がロシア企業または外国企業から配当金を取得した場合には、13%の税率が適用される。 ただし、配当金の支払人がロシア企業の場合、支払企業が他から受領した配当金の総額等によって税額が調整される。 配当金を受領するロシア企業が、配当金を支払う企業の資本金のうち50%を超える持分を連続して365日間にわたり保有した場合には、企業利潤税は課せられない。ただし、一定の国(主にタックスヘイブン)の企業は対象外となる。
二国間租税条約		15%~10%	<ul style="list-style-type: none"> 2017年9月7日に締結された新しい日ロ租税条約(所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約)は2018年10月10日より発効し、旧日ソ租税条約が廃止された。 新しい日ロ租税条約では、配当にかかる税率は旧条約の15%から10%(配当金を受領する企業が配当金を支払う企業の議決権株式15%以上の持分を連続して365日間にわたり保有した場合は5%。一方の締約国の居住者が株式などの配当を受ける際に、その価値の50%以上が不動産から構成される場合は15%)に減税され、利子、ロイヤルティーに係る源泉徴収は、一部の例外を除いて廃止された。

法人税に相当するものとして、企業利潤税(20%)がある。また、二国間租税条約が2018年10月10日より発効され、利子、ロイヤルティーに係る源泉所得税が廃止された

		税率	備考
一般税制度	付加価値税(国税基本法第21章)	20%	<ul style="list-style-type: none"> • 国税基本法が特に定める場合を除き、ロシアへの商品輸入、ロシア国内における商品の売買、その他の譲渡ならびに役務・サービスの提供には付加価値税が課税され、基本税率は20%である。 • ただし、食品や子供用品、一部医療機器を含む一定の商品、役務、サービスに関しては、10%の低減税率が課せられ、商品の輸出には通常0%の税率が適用されている。 • また、必要不可欠な医療機器や医療サービス、教育サービス、銀行サービス等の付加価値税は免除されている。 • 納税義務者は、ロシアで付加価値税の対象となる取引を行った法人および個人である。 • ただし、ロシアで税務登記を行っていない外国法人が、ロシア法人に役務(サービス)を提供して付加価値税の納税義務を負った場合、役務(サービス)の購入者であるロシア法人には、付加価値税部分を源泉して納税する義務がある。
	法人資産税(国税基本法第30章)	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> • 法人資産税は、ロシア法人、ならびに恒久的施設を通じてロシア国内において営業活動を行い、かつ(あるいは)ロシア国内(大陸棚および排他的水域を含む)にある不動産(ただし土地は対象外)を固定資産として有する外国組織納税者とし、その固定資産の額に対して課税される。 • 税率は連邦構成体法により制定されるが、2.2%を上回ってはならない。



北海道総合商事株式会社

HOKKAIDO CORPORATION

